

議案第 96 号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年
川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 3 項、第 35 条第 3 項、第 48 条第 3 項及び第 51 条第 3 項中「又
は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所 A 型等における保育士の配置要件の特例に准看護師を追加するため、この条例を制定するものである。